

鳥取県告示第432号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成24年7月31日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年6月12日

鳥取県八頭総合事務所長 山 口 秀 樹

- 1 申請のあった年月日
平成24年5月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人因幡の山と里
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
福原 寛之
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
八頭郡智頭町大字智頭2072-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、中山間地域の生活者に対して、持続可能な農林業で文化的、経済的に豊かな生活が送れるよう、また河川の上流域の環境を守り美しい自然を子孫へと継承することができるように支援する事業を行い、もって誇りある農山村生活の実現に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
事務所、特定非営利活動の種類、事業